《 事務所ニュース 2024年4月号》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

2024年10月からの社会保険適用拡大に 関するQ&Aが公開されました

所定労働時間または所定労働日数が通常の労働者(正 社員)の4分の3に満たない短時間労働者でも、①1 週の所定労働時間が20時間以上であること、②所定 内賃金が月額8.8万円以上であること、③学生でない こと、④特定適用事業所に使用されていること、とい う要件を満たせば、健康保険と厚生年金保険の被保険 者になります。

今年の10月から、④の特定適用事業所の企業規模 要件が、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 常時100人を超える企業から常時50人を超える企業 に拡大されるため、厚生労働省によるQ&Aが公開さ れました。関係のある方は、下記をご確認ください。 ◆問9 「被保険者の総数が常時50人を超える」と

- は、どのような状態を指すのか。どの時点で常時50 人を超えると判断することになるのか。
- (答)「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、 ①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全て の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者 の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超えるこ とが見込まれる場合を指します。②個人事業所の場合 は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保 険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超え ることが見込まれる場合を指します。
- ◆問 10 特定適用事業所に該当した適用事業所は、ど のような手続が必要になってくるか。
- (答) 特定適用事業所に該当した場合は、①法人事業 所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業 所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センタ 一等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになり ます。②個人事業所の場合は、各適用事業所から、事 務センター等へ特定適用事業所該当届を届け 出ることになります。

年金保険の適用拡大Q&A集(令和6年10月)

男女の賃金の差異、平均値が初公表

◆男女の賃金の差異の平均値

今般、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等 分科会において、男女の賃金の差異の平均値(対象: 301人以上事業主)が明らかにされました。

≪男性の賃金に対する女性の賃金の割合の平均値≫

- · 全労働者→69.5%
- ·正規雇用労働者→75.2%
- ・非正規雇用労働者→80.2%

※義務対象企業 17.370 社のうち、女性の活躍推進企 業データベースに加え、厚生労働省が把握した14.577 社の公表数値の平均値(令和6年1月19日時点)

◆求職者にとっての比較材料に

男女の賃金の差異は、厚生労働省の「女性の活躍推進 企業データベース」で公表されています。もちろん、 差異が大きいからといって一概に差別的な取扱いを しているというものではありません。しかし、あまり に開きがある場合、特に女性の求職者が不安を覚える 可能性は大いにあります。今回公表された平均値は、 採用活動において重要な意味を持つことでしょう。逆 にいえば、十分な取組みを行っているという企業は、 適切な説明や積極的な発信をすることで、この数値を 味方とすることもできそうです。そのためのはじめの 一歩として、まずは自社の男女の賃金の差異を把握す ることが重要です。

【厚生労働省「第67回労働政策審議会雇用環境・均 等分科会」】

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齡・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行